

◎新潟県病院局告示第5号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次のように改正し、平成30年8月28日から実施する。

平成30年12月25日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)		(略)	
新潟県立十日町病院	内科、神経内科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、 <u>脳神経外科、皮膚科</u> 、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科	新潟県立十日町病院	内科、神経内科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科
(略)		(略)	